

科学研究費補助金の制度改革の状況

<最近の主な答申・建議等>

- 科学研究費補助金の改善について（報告）
（平成13年7月10日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）
- 科学研究費補助金「分科細目表」の改正について
（平成13年12月19日 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会）
- 大学における研究費の在り方について（審議経過の整理）
（平成14年6月11日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会・基本問題特別委員会）

<科学研究費補助金制度改革の状況>

（1）よりきめ細かく、透明性の高い審査体制の充実

- ・ 基盤研究等を日本学術振興会に移管し、審査員を約2.5倍に大幅増員。
（約1,500人→約3,700人）（平成11年度）
- ・ プログラム管理者等の配置（平成15年度）
- ・ 不採択者への審査結果の開示（平成8年度）
- ・ 採択者へのコメント通知（平成14年度）

（2）学術動向への柔軟な対応

- ・ 分科細目の抜本的改正 4系・8部・70分科・242細目→4系10分野66分科278細目
- ・ 複合新領域の新設（平成15年度）
- ・ 時限付き分科細目の採用数の増（平成15年度）
- ・ 学術創成研究費、若手研究、萌芽研究の新設（平成13、14年度）

（3）科研費の柔軟な利用

- ・ 補助金交付後に、総額の30%の範囲内で費目間流用が可能。
- ・ 研究遂行上の必要に応じて自由に外国旅費等の経費を使用可能とした。（平成11年度）
- ・ 科研費の研究遂行に必要となる研究支援者（院生、ポスドク、技術者）を科研費により研究機関が雇用することを実現。（平成13年度）
- ・ 研究支援者の年度末雇用を可能とするため、実績報告書の提出期限を延長。（平成14年度）
- ・ 研究種目の研究期間が4年以上の課題について、研究終了前年度に次の申請を行うことを可能とした。（平成14年度）
- ・ 繰越明許費制度を導入。（平成15年度）

（4）研究テーマに応じた研究費規模の適正化

- ・ 年間2,000万円～1億円程度の研究を支援するため、基盤研究（S）及び学術創成研究費を新設。（平成13年度）
- ・ 特別推進研究について上限額を撤廃。
- ・ 規模の小さな研究種目（萌芽研究、若手研究（B））の申請限度額の引き上げ。

（5）若手向研究資金の拡充

- ・ 従来の奨励研究（A）から一層の推進を図るため、若手研究を新設。（平成14年度）

（6）間接経費制度の導入

- ・ 研究実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、一部種目に間接経費を措置。
（平成13年度）